

第 6 0 号議案

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、日本堤子ども家庭支援センター谷中分室を設置する
ため提出します。

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例（平成13年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 東京都台東区立日本堤子ども家庭支援センターに分室を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京都台東区立日本堤子ども家庭支援センター谷中分室	東京都台東区谷中二丁目9番21号

第3条第2号中「親」を「保護者」に改め、同条第3号中「子育てに関する」の次に「相談、」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、分室は、同項第2号、第3号、第6号及び第7号に規定する事業を行う。

第8条第1項第3号中「までの日」の次に「(分室にあっては、1月1日から同月3日までの日)」を加える。

第12条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第3条第1項第2号に規定する事業のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を利用したときは、規則で定める費用を納めなければならない。

付 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。